

令和8年度福岡市水道局ホームページバナー広告掲載業務に関する仕様書

1. 業務の内容

水道局ホームページにバナー広告を掲載するため、広告主募集等の業務を行う。

福岡市水道局ホームページ URL : <https://www.city.fukuoka.lg.jp/mizu/somu/>

2. 広告掲載に関する仕様

(1) 概要

① 所 管：福岡市水道局総務課

② アクセス数：水道局トップページ

21,140 件/月(令和7年4月～令和7年12月までの平均値)

(2) 広告掲載業務内容

下記の広告スペースの広告主の募集及びバナー広告の作成に関すること。

① 広告スペース

水道局トップページ下段4枠 (広告掲載位置については、別紙参照)

② バナーの大きさ・種類

バナーのサイズ：160px × 50px

ファイルの種類：「GIF」または「JPG」

ファイルの容量：1バナーにつき10KB以内とする。

③ 枠を結合することはできません。

(3) 広告主の選定及び掲載内容

① 水の販売に関することの広告は掲載できません。

② 「福岡市水道局広報物に関する広告掲載実施要綱・要領」及び「福岡市水道局ネット広告表現ガイドライン」に則ること。

(4) その他条件等

① 広告原稿・バナーファイルの作成に際し、アニメーション GIF の使用は可能だが、フラッシュ、Java や JavaScript の使用はできない。アニメーションを使用する場合には、バナー全体が3秒間隔で入れ替わるようにすること。また閲覧者に不快感を与えないよう「福岡市水道局ネット広告表現ガイドライン」に則り作成すること。

② メンテナンスや障害等によりホームページの公開が停止する期間についても、掲載期間に含まれるものとする。

③ 広告掲載にあたっては、掲載の2週間前(令和8年4月1日掲載分は除く)までに「水道局ホームページバナー広告掲載承認願兼検査調書」を提出し、水道事業管理者の承認を得ること。

- ④ 広告掲載内容等について疑義が生じた場合は、その都度、総務課と協議すること。

3. 広告原稿の納品

広告原稿については、内容等に関する承認を受け、完全版下（データ）で総務課に納品する。

4. 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで。ただし、広告バナーの掲載期間は、令和8年4月1日午前9時から令和9年3月31日まで。

5. 広告掲載料

（1）広告枠は、年間一括買取制とし、広告主からの未収分については、水道局は責任を負わない。

（2）広告掲載料は、水道局が発行する納入通知書により、納入する。

6. その他

この仕様書に定めのない事項は、双方協議して定める。

水道局ホームページ広告バナー掲載イメージ(ウェブ版)

参考

The screenshot displays the homepage of the Fukuoka City Waterworks Bureau. At the top, there is a navigation bar with links for home, mobile site, and language options. Below this is a search bar and a main banner featuring a dam and the slogan 'Water is born from forests'. To the right of the banner, contact information and a dam status report are provided. The main content area is organized into several columns: 'Emergency Information', 'Information Collection', 'Water Service for Residents', 'Water Service for Business', 'Daily Life and Water', 'Waterworks Information', 'Water Source and Water Quality', 'Water-saving City', and 'Inquiries and Technical Information'. A red dashed box highlights the 'Advertisement Banners' section at the bottom of the page, which contains several placeholder boxes for advertising.

広告バナー枠

水道局ホームページ広告バナー掲載イメージ(スマホ版)


福岡市水道局 English 中文 汉语

生活と水道
おしえて水道局
水源・水質情報

水道局情報
節水都市ふくおか
契約・検査・技術情報

Google カスタム検索



水は森林から生まれる

「緑のダム」を守りたい

引越しのご連絡・料金のお問い合わせは
お客さまセンターへ

092-532-1010

FAX : 092-533-7370

インターネットからのお手続き
引越しの届け出

運搬しようのダム状況
2017年10月11日15時現在の貯水量

81.6%

(平均値: 83.7%)
福岡市関連ダム状況 [詳細]

緊急情報 緊急情報はありません 一覧へ

お知らせ・募集 一覧へ

- > 「第17回水をつなぐ流域交流in下戸河内」参加団体募集!! (2017年10月10日) NEW
- > 大分県津久見市での活動を終了しました。 (2017年9月28日)
- > 「水源の森・秋の植物観察会」参加者募集!! (2017年9月28日)
- > 「発見! 秋の百野かき」参加者募集 (2017年9月28日)
- > 大分県津久見市へ第2次応急給水隊を派遣します (2017年9月28日)

よく見られているページ 👤

- ・ お引越しなどのお届けはお客さまセンターへ
- ・ 料金のお支払い方法は
- ・ 水道工事に係る基準書

よくある質問Q&A

- ・ 水道料金の支払いに口座振替を利用したい
- ・ クレジットカードによる水道料金等の支払いができるか
- ・ 水道管の埋設状況を確認したい

水道をご利用のみなさまへ



手続き・窓口



料金



漏水・断水の時



ご自宅の修理は

事業者の方へ



事業者の方へ

生活と水道

- > 窓口案内
・ こんなときはお客センター・営業所へ
- > 料金ガイド
・ 検針から請求まで
・ 料金のお支払い方法は
- > 水道をご利用になるうえで
・ 水道工事の申し込み等
・ 給水装置はあなたの財産です
- > 災害対策の取り組み
- > 給水工事事業者コーポ
- > 関係法令等

? おしえて水道局

- > よくある質問Q&A
- > こどもコーナー
- > 水道局出前講座
- > 浄水場見学
- > 広報紙「みずだより」
- > 水道局で発行している印刷物

水源・水質情報

- > 水源情報
 - 福岡市の水道・浄水場
- > 水源かん養林の整備
- > 水源地域との交流・連携
- > 水源林ボランティアの活動紹介
- > 福岡市水道資源かん養事業基金
- > 水質の管理(水質基準など)
- > 水質検査について
- > 水質に関する情報

水道局情報

- > 水道事業ガイドライン
- > 水道の経営と財政
 - 福岡市水道長期ビジョン
- > 事業紹介
- > 福岡市工業用水道事業
- > 水道技術研発
- > 五ヶ山ダム建設事業
- > 水道の統計・アンケート
- > 水道事業概要

節水都市ふくおか

- > 節水型都市づくり
- > 漏水の記録
- > 節水に関するあれこれ
- > 環境保全に対する取り組み

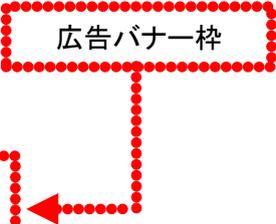
入札・契約・検査技術情報

- > 入札・契約関連情報
- > 検査関連情報
- > 水道工事技術関連情報
 - 水道工事に係る基準書

水は森林から生まれる	貯水槽の管理 出来てますか?
福岡市水道 長期ビジョン	安全でおいしい 水道水プロジェクト
「飲む海水」 水源の森づくり	外国人生活情報はこちら For Foreigners ▶ English ▶ 中文 ▶ 福岡市
福岡市水道サービス公社	福岡地区水道企業団 排水浄化施設はこちら
福岡市民団体 水道水源かん養活動助成金	道路下水道局

ハツキン1枚~ お気軽に電話	おまかせ下さい!!
心みこニイロ社	アツツ 水道設備福岡

Copyright © Fukuoka C...



水道局ホームページバナー広告掲載承認願（宣誓書）兼検査調書

年 月 日

福岡市水道事業管理者様

住所
氏名

水道局ホームページバナー広告掲載について下記のとおり承認願います。

記

1. 掲載日 年 月 日

2. 掲載箇所

3. 広告主及び広告内容 別紙の通り

なお、当社が下記（1）～（5）の事項を満たしていることについて宣誓します。

当社が下記の事項を満たしていないことが判明した場合には、広告掲出の取消、契約解除等のいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

また、広告主からも下記（1）～（5）の事項を満たしている旨の報告を受けており、当該広告主が下記の事項を満たしていないことが判明した場合には、広告掲出を取り消す等、速やかに対応を行います。

- （1） 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人の場合、当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む。）でないこと
- （2） 地方税の滞納がないこと
- （3） 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている者でないこと
- （4） 行政指導を受け改善がなされていないものでないこと
- （5） 福岡市水道局広告物に関する広告掲載実施要領 第 4 「広告事業者の責務等」のほか、関連規定を遵守すること

契約のとおり広告と認めます。

年 月 日

備考

1. () については福岡市水道局広告物に関する広告掲載実施要領第〇-□号に非該当

2.

課 長

係 長

係 員